

## 特定保険医療材料及びその材料価格（材料価格基準）の一部を改正する件

○厚生労働省告示第三百二十九号

診療報酬の算定方法（平成二十年厚生労働省告示第五十九号）の規定に基づき、特定保険医療材料及びその材料価格（材料価格基準）（平成二十年厚生労働省告示第六十一号）の一部を次のように改正し、平成二十八年九月一日から適用する。ただし、同年八月三十一日以前に行われた療養に関する費用の額の算定については、なお従前の例による。

平成二十八年八月三十一日

厚生労働大臣 塩崎 恭久

別表Ⅱ区分021に次のように加える。

㊦ 末梢留置型中心静脈カテーテル・造影剤高圧注入可能型

① 標準型

ア シングルルーメン

13,200円

イ マルチルーメン

20,500円

② 特殊型（Ⅰ）

ア シングルルーメン

13,600円

イ マルチルーメン

20,900円

③ 特殊型（Ⅱ）

特定保険医療材料及びその材料価格（材料価格基準）の一部を改正する件

ア シングルルーメン 13,900円

イ マルチルーメン 21,400円

別表Ⅱ区分059に次のように加える。

⑥ その他の関節固定用材料用部品 200,000円

別表Ⅱ区分094(2)を次のように改める。

② 永久留置型

① 標準型 143,000円

② 特殊型 148,000円

別表Ⅱ区分133(20)を次のように改める。

(20) 体温調節用カテーテル

① 発熱管理型 79,800円

② 体温管理型 86,000円

別表Ⅱ区分155を次のように改める。

155 植込型心電図記録計

① 標準型 422,000円

② 特殊型 443,000円

特定保険医療材料及びその材料価格（材料価格基準）の一部を改正する件

別表Ⅱに次のように加える。

190 人工中耳用材料

- |                 |            |
|-----------------|------------|
| ① 人工中耳用インプラント   | 1,150,000円 |
| ② 人工中耳用音声信号処理装置 | 637,000円   |
| ③ 人工中耳用オプション部品  | 45,800円    |

別表Ⅸ②の表090②③の項を削り、同表133⑨④ウの次に次のように加える。

133 血管内手術用カテーテル (20) 体温調節用カテーテル ② 体温管理型 (承認番号) 22800BZI00008000	平成28年9月1日から 平成30年3月31日まで	89,100円
---	-----------------------------	---------